

多良木町「週休2日試行工事」実施要領

(趣旨)

第1条 建設業界では、若手技術者の離職や入職者の減少など将来の担い手確保が大きな課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。そこで、多良木町では労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業界の週休2日普及に向け「週休2日試行工事」を実施する。

(週休2日試行工事の定義)

第2条 この要領において週休2日試行工事とは、週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称とし、その用語の意義は、それぞれ当該各項に定めるところによる。

2 週休2日（現場閉所型）工事とは、次の各号を具備した工事をいう。

- (1) 対象期間において曜日を特定しない4週8休以上の休日（現場閉所）を確保する取組を行う工事をいう。なお、やむを得ず計画した休日（現場閉所）に作業が生じる場合は、振替の休日（現場閉所）を確保する工事をいう。
- (2) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
- (3) 対象期間とは、工事着手日から工事施工範囲内で全ての作業（後片付けを含む。）が完了した日までとする。ただし、工事現場事務所は工事施工範囲外に設置するため、後片付けの対象に含まないものとし、工事施工範囲内での全ての作業が完了した後に、現場事務所で行う書類作成・整理等については週休2日の対象期間外の作業とする。また、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間ほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間に含まないものとする。
- (4) 現場閉所率の算出については、対象期間内の現場閉所日数を対象期間の日数で除した値とする。
$$\text{現場閉所率} = \text{対象期間内の現場閉所日数} \div \text{対象期間の日数}$$

3 週休2日（交代制）工事とは、次の各号を具備した工事をいう。

- (1) 対象期間において技術者、技能労働者が交替しながら4週8休以上の休日を確保する取組を行う工事をいう。
- (2) 当該工事における元請及び施工体制台帳記載の下請（建設工事の請負契約分のみ）全ての技術者、技能労働者及び現場代理人をいう。ただし、当該工事に一時的に従事した技術者、技能労働者は除く。
- (3) 対象期間とは、工事着手日から工事施工範囲で全ての作業（後片付けを含む。）が完了した日までとする。下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外とする期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）についても週休2日の対象期間に含まないものとする。
- (4) 休日率の算出については、各技術者及び技能労働者の対象期間内の休日日数を対象期間の日数で除した値とする。
$$\text{休日率} = \text{各技術者及び技能労働者の対象期間内の休日日数} \div \text{対象期間の日数}$$

(区分)

第3条 現場の閉所状況又は平均休日率の状況による区分は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 4週8休以上 現場閉所率又は平均休日率が28.5パーセント（8日/28日）以上の場合

- (2) 4週7休以上4週8休未満 現場閉所率又は平均休日率が25パーセント（7日／28日）以上28.5パーセント未満の場合
- (3) 4週6休以上4週7休未満 現場閉所率又は平均休日率が21.4パーセント（6日／28日）以上25パーセント未満の場合
(対象工事)

第4条 対象工事については、各項に定める工事とする。

- 2 週休2日（現場閉所型）工事については、多良木町が建設工事のうち、原則として次項に該当する工事を除いた全ての工事を対象とする。
- 3 週休2日（交替制）工事については、社会的要請や現場状況の制約等により現場閉所することが困難な以下に示す工事を対象とする。なお、応急工事については、週休2日試行工事の対象外とする。
 - (1) 工期や作業工程に制約がある工事
 - (2) 災害復旧工事（発注者が週休2日試行工事の対象とした工事のみ）
 - (3) 施工箇所が点在する維持補修工事（維持補修委託などを含む。）(発注方式)

第5条 週休2日試行工事の対象のうち、受注者が週休2日による工事実施を希望し、受発注者間で協議が整った場合に「受注者希望型（先積み方式）」の週休2日試行工事とし施工できる。
(実施方法等)

第6条 実施方法については、次に定めるとおりとする。

- 2 発注者は、別表1及び別表2に定める週休2日試行工事（現場閉所型若しくは交替制のいずれか）の対象である旨を入札公告等及び特記仕様書に条件明示等しなくてはならない。
- 3 受注者は、工事着手日前に「週休2日試行工事」実施の意向について、書面をもって監督員と協議し実施の有無を決定するものとする。ただし、週休2日実施に伴う工期の変更は行わないこととする。なお、「週休2日試行工事」の実施を希望しない場合は、次項以降の規定は適用しない。
- 4 受注者は、別表3に定める「週休2日試行工事」である旨の看板等を現場に掲示しなくてはならない。
- 5 受注者は、次の各号に定めるとおり休日取得計画を提出しなければならない。
 - (1) 週休2日（現場閉所型）工事においては、施工計画書提出時に週休2日取得の計画日が確認できる休日（現場閉所）取得計画実績表（様式第1号）を提出しなければならない。なお、追加工事等に伴い工期が変更となる場合は、その都度、休日（現場閉所）取得計画実績表（変更）を監督員へ提出しなければならない。
 - (2) 週休2日（交替制）工事においては、技術者及び技能労働者の休日を確保するための施工体制の内容や休日取得状況を証明する方法を具体的に明示した施工計画を提出しなければならない。
- 6 受注者は、次の各号に定めるとおり実績報告を提出しなければならない。
 - (1) 週休2日（現場閉所型）工事においては、休日（現場閉所）取得計画実績表（様式第1号）により休日（現場閉所）の実施状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出しなければならない。
 - (2) 週休2日（交替制）工事においては、休日取得状況表（様式第2号）により休日取得状況を取りまとめ、毎月、監督員に提出しなければならない。

- 7 監督員は、次の各号に定めるとおり週休2日試行工事の実施状況を確認しなければならない。
- (1) 週休2日（現場閉所型）工事においては、提出された休日（現場閉所）取得計画実績表により実施状況を確認しなければならない。
 - (2) 週休2日（交替制）工事においては、提出された休日取得状況表により実施状況を確認しなければならない。なお、監督員は受注者に対し確認するための資料として次に掲げる資料の提出を求めることができ、受注者は監督員からの求めに応じなければならない。また、監督員は提出された資料により休日率の状況を確認するものとする。
 - ア 休日実績が記載された工程表
 - イ 休日等の作業連各記録
 - ウ 安全教育・訓練等の記録資料等
- （工事費の積算）

第7条 工事費の積算については、次のとおり積算するものとする。

- 2 当初設計においては、4週8休として積算するものとする。
- 3 変更設計においては、現場閉所又は平均休日率の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更する。
- 4 工事着手前に週休2日に取組むことについて、受発注者の協議が整わなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む。）については、週休2日未実施として変更する。
（実施証明書の交付）

第8条 発注者は、週休2日試行工事の取組を実施した工事で、4週8休以上の休日（現場閉所）取得を達成した工事には、達成状況を記載した実施証明書（様式第3号）を交付しなければならない。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降の入札公告又は指名競争入札通知から適用する。

別表1（第6条関係）

入札公告等の記載例（週休2日試行工事）

入札公告、指名競争入札通知書又は見積り依頼通知書に以下を追記する。

週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事

本工事は、週休2日試行工事の対象であり、入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

入札にあたっては、「4週8休」の実施予定の有無にかかわらず、「4週8休」の実施を前提とした積算により応札すること。

受注者は、工事着手前日までに週休2日の実施の意向について、書面で監督員と協議を行うこと。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

別表2（第6条関係）

特記仕様書の記載例（週休2日試行工事）

特記仕様書に以下を明記する。

（1）週休2日（現場閉所型）の工事の場合

第〇条 本工事は週休2日試行工事（週休2日（現場閉所型）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、多良木町「週休2日試行工事」実施要領（令和7年4月1日）（以下、「要領」という。）に基づき取組むこととする。

入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

（2）週休2日（交替制）工事の場合

第〇条 本工事は週休2日試行工事（週休2日（交替制）工事）の対象工事であり、受注者が希望する場合は、多良木町「週休2日試行工事」実施要領（令和7年4月1日）（以下、「要領」という。）に基づき取組むこととする。

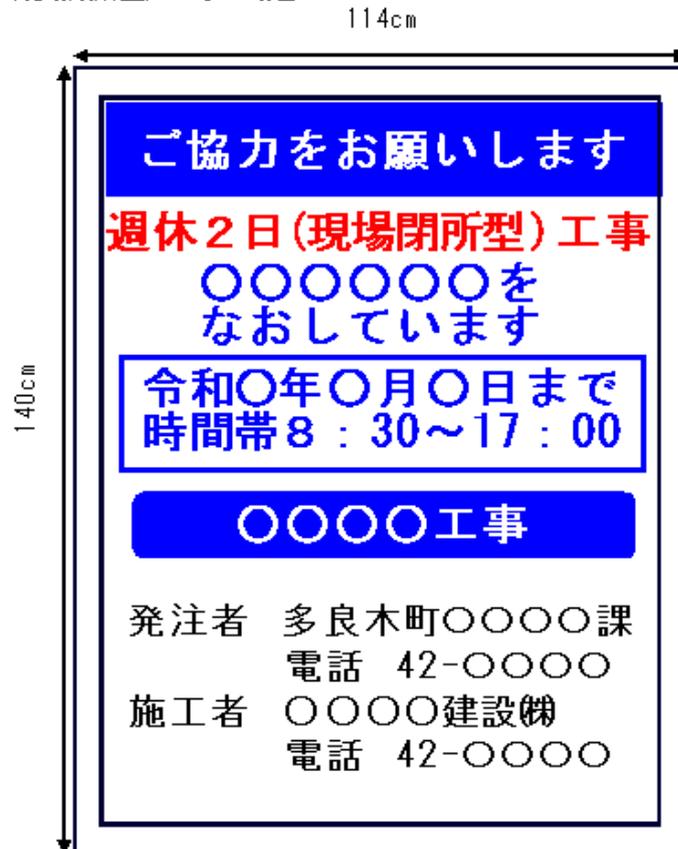
入札公告に示した予定価格は、「4週8休」を見込んだ補正を行った金額である。

なお、工事着手日までに週休2日の実施の意向について、書面で協議されなかった場合には、週休2日未実施として変更する。また、施工後に休日の達成状況を確認し、契約内容と異なる場合には、その内容に応じて変更するものとする。

別表3 (第6条関係)

標示板の例

(1) 週休2日(現場閉所型)工事の場合



(2) 週休2日(交替制)工事の場合



様式第2号（第6条関係）

週休2日（交替制）工事 休日取得状況表

工事名： 工事
 期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（契約工期を記載）
 【 年 月】

会社名		氏 名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③ = ② / ①	平均休日率 ③の平均
	1		日	日	%	%
	2		日	日	%	判 定
	3		日	日	%	
	4		日	日	%	

【対象期間全体】

会社名		氏 名	工期日数 ①	休日日数 ②	休日日数の割合 ③ = ② / ①	平均休日率 ③の平均
	1		日	日	%	%
	2		日	日	%	判 定
	3		日	日	%	
	4		日	日	%	

■ 休日率及び平均休日率

- ・ 休日率（%） = 各技術者及び技能労働者の休日日数 ÷ 確認対象期間（工期日数）
- ・ 平均休日率（%） = 対象全技術者及び技能労働者の休日率の平均

平均休日率	区 分
28.5%以上	4週8休以上
25.0%以上28.5%未満	4週7休以上4週8休未満
21.4%以上25.0%未満	4週6休以上4週7休未満
21.4%未満	4週6休未満

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

様

多良木町長

印

週休2日実施証明書

下記工事について、週休2日の実施を証明する。

工 事 名 :

工 期 : 年 月 日～ 年 月 日

完成年月日 : 年 月 日

週休2日実施内容（実施した内容に■を附している。）

4週8休を達成した。